

町への提案「私の考えるリフの未来」

～市制移行を目指し、皆さまからの政策提案を募集します～

令和3年3月に策定した新たな利府町総合計画に掲げる「将来的な単独市制移行」の実現に向け、町のさらなる発展を目指した取り組みを行っていくため、皆さまから斬新で魅力的な政策提案を募集いたします。

募集内容

利府町総合計画に掲げる「政策項目」に該当する提案とします。

政策項目

- ①快適で暮らしやすい生活環境づくり
- ②健康で支え合える地域福祉づくり
- ③子どもたちの笑顔があふれる環境づくり
- ④活力のある地域産業づくり
- ⑤安心・安全に暮らせる環境づくり
- ⑥豊かな心を育む生きがいづくり
- ⑦持続可能な協働のまちづくり

提案内容は次に該当するものとします。

- ①市制移行に向けた独自性があるもの
- ②町民サービス向上に関するもの
- ③町の活性化に関するもの
- ④経費の節減又は収入の増加が期待されるもの
- ⑤その他町政運営の改善が期待されるもの

応募方法

町ホームページにある専用フォームから入力または指定様式をダウンロードし、下記メールアドレスから送付してください。

※指定様式は役場庁舎に備え付けてあります。必要事項を記入の上、郵送または役場へ直接持参にて提出してください。

ご提案いただいた内容は、これからの市制移行に向けた町政運営の貴重な提案として参考にするほか、検討状況については個人が特定できないようにした上で、その内容または要旨を町ホームページで公開する場合があります。なお、原則としてお寄せいただいたご提案等に対し、個別に回答を差し上げるものではありませんので、ご了承ください。

※各担当部署の事業に関する要望や、問い合わせにつきましては、各担当部署へ直接お問い合わせください。

※各公共施設に設置している「町への手紙投函箱」につきましては、7月1日をもって廃止いたします。

☎ 秘書政策課秘書広報係 ☎767-2112 ✉ hisyo406@rifu-cho.com

消費生活情報

地震や台風等の災害に便乗した悪質な修理業者に注意!!

災害後、リフォーム業者が突然訪ねてきて「無料で点検します」、「台風で屋根瓦が浮いています」などと言われて見ってもらったら、修理が必要な箇所の写真を見せられ修理を勧められた。「保険が下りれば実費負担が無く工事ができる、保険の申請は無料で代行する」と言われ申込書にサインした。後日、保険会社から保険の適用対象外なので下りないと言われたため、知り合いの業者に屋根の点検をしてもらったら、修理の必要はないと言われた。事業者キャンセルを申し出たら「クーリングオフ期間が過ぎている、解約するには10万円を支払ってもらう」と言われ、困っている。

このような消費者トラブルが町内でも発生しています。悪質な修理業者が消費者の災害直後の不安を煽り、契約を勧めるという便乗商法です。

修理箇所を指摘されても、すぐに契約せず、別の事業者から見積りを取ったり、家族や知人に相談してから慎重に契約しましょう。また、下りる保険金で修理ができると勧誘されても、契約する前に自身が加入している保険会社に保険適用の対象になるのかどうかなど、確認しましょう。

消費生活相談窓口 ☎767-2120

相談日時：火・木曜日 午前9時～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

困ったときは泣き寝入りせず、
早めに利府町役場の消費生活相談窓口
に相談しましょう。

上記日以外は **消費者ホットライン188**

有効期限が切れた被保険者証(国民健康保険・後期高齢者医療)は、8月以降に国保年金係にご返却していただくか、個人情報に注意し、ご自身で破棄してください。

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が令和4年7月31日となっています。8月1日以降にご使用いただく被保険者証は、7月中に世帯主様宛に世帯分を簡易書留郵便で送付しますので、8月から病院等を受診する際は更新後の被保険者証を提示してください。

限度額適用認定証の更新時期です

現在、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けている方は、有効期限が令和4年7月31日までとなっています。8月以降も認定証が必要な方は、窓口にて改めて申請が必要です。

なお、70歳から74歳の方については、限度額区分によっては、認定証の交付を受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●更新申請受付 7月19日(火)から

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ・窓口に来る方の本人確認書類(別世帯の方が申請する場合は、委任状も併せて必要です)

●申請窓口 町民課国保年金係

国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が始まります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。これまで、保険料の納付が全額または一部免除になっていた方も、7月分以降の免除を希望するときは、改めて申請が必要です。

ただし、全額免除または納付猶予の承認を受けていた方で、申請の際に免除申請の継続を希望した方については、自動的に審査を行い、審査結果が本人宛に日本年金機構から通知されます。(失業などの特例認定により、承認を受けていた方は除きます。)

また、保険料免除(納付猶予)申請は、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない方は申告が必要です。(無収入の場合を含みます。)

【保険料免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除されます。

【保険料納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人・配偶者前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

●申請受付開始日

令和4年7月1日

●申請に必要な書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※失業を理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」の写しをご提出ください。

※郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

●申請先

町民課国保年金係または年金事務所へ郵送してください。

※申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html>

後期高齢者医療被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証は、有効期限が令和4年7月31日までとなっています。8月1日以降にご使用いただく被保険者証は、7月中に被保険者ごとに簡易書留郵便で送付します。今回の更新に伴い、被保険者証の色が、これまでの「オレンジ色」から「桃色」に変わりますので、8月から病院等を受診する際は、「桃色」の被保険者証を提示してください。

なお、10月から一定以上の所得のある方の病院等の窓口での負担割合が変更になることから、今回お送りした被保険者証の有効期限は9月30日までとなっております。10月から使用する被保険者証は、9月中に改めて郵送しますので、ご承知ください。

後期高齢者医療保険料について

年間保険料の決まり方 ※2年に1度見直しがあります(今回は2024年度)

均等割額(加入者1人当たりの金額)	所得割額(所得に応じて計算)
44,640円	前年の総所得金額等×8.62%

課税限度額は66万円です。

均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	均等割軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	7割	13,392円
43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割	22,320円
43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割	35,712円

※給与所得者等とは、①一定額(55万円)を超える給与収入がある方、②一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は125万円)を超える公的年金収入があり給与所得がない方です。



後期
だより

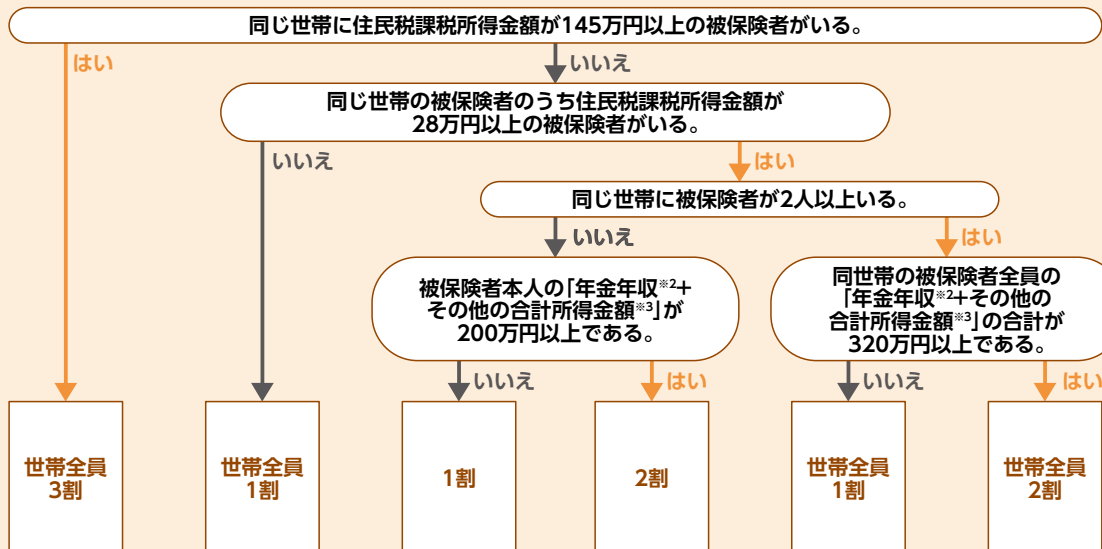
後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、被保険者が一定以上の所得のある世帯の方は、窓口負担割合3割の方(現役並み所得者)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

新たに2割負担の対象となる方は、以下のとおりとなっております。詳細については、お問い合わせください。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の住民税課税所得金額^{*1}や年金収入^{*2}をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに判定します。)



*1 「住民税課税所得金額」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)

*2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

*3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額

※非課税世帯の方は1割負担となります。

まちからのお知らせ

就学援助制度のお知らせ

利府町では、経済的な理由でお子さんを就学させることが困難な保護者の方に、お子さんの就学にかかる経費の一部（給食費や学用品費等）を援助しています。

●援助の対象となる方

利府町内に住所を有し、公立の小・中学校に在学するお子さんがいる世帯で、次のいずれかの要件にあてはまり、かつ、教育委員会が就学援助を必要と認める方が対象となります。

- ① 生活保護が停止または廃止となった世帯
- ② 市町村民税が非課税である世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯（原則全額受給者）
- ④ その他

- ・ 国民年金保険料免除世帯
- ・ 国民健康保険税減免世帯
- ・ 生活福祉資金の貸付（生活支援費貸付）を受けている世帯
- ・ 個人事業税および固定資産税の減免を受けている世帯

※新築住宅による固定資産税等の軽減は対象外

・ 右記に該当しない方で、教育委員会が困難であると認められる世帯
 ・ 審査によって経済的理由により就学援助を希望する方は、**教育総務課窓口**までお越しください。

問 教育総務課 学事係

☎767-2179

7月10日(日)は参議院議員 通常選挙の投票日です

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。まだ投票がお済みでない方は、忘れずに投票しましょう。

7月10日(日)当日投票の場合

● 投票時間 午前7時～午後8時

● 投票場所 入場券に記載してある投票所

【期日前投票の場合】

● 利府町役場町民交流館（ヘアパル利府）
 研修室

【期間】 6月23日(木)～7月9日(土)

【時間】 午前8時30分～午後8時

● イオンモール新利府南館3階
 イオンホール

【期間】 7月4日(月)～9日(土)

【時間】 午後1時～午後7時

問 選挙管理委員会事務局

☎767-2130

マイナンバーカード出張申請のご案内

仕事等が忙しくて窓口に行けない、申請方法が分からないなどの理由で、申請することが難しい方々に対して、職員が勤務先や地域へ出向き、無料でマイナンバーカード申請のお手伝いをします。

●対象団体

利府町に住民登録があり、申請を希望する方が5人以上いる町内の企業や町内会・サークル等の団体

●実施日時

7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

午前10時～午後3時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

※実施日時は要相談。日程等を調整し、実施日を決定します。

●申込条件

申請団体が会場や町が持参する機器の電源確保、インターネット回線を無償で提供できることなど

詳しくは、お問い合わせください。

問 町民課 マイナンバー係 ☎767-2118

電話で聞ける

「防災情報テレホンサービス」

防災行政無線による災害情報の放送が、気象条件等により聞き取りにくかった場合に、放送から12時間以内であれば、内容を確認することができます。

※通話料は、個人負担となります。

問 「テレホンサービス」 ☎356-8951

危機対策課 危機管理係 ☎767-2174

令和4年度婚活イベント Marriage party in RIFUを開催します

● とき 7月23日(土)午後2時から

● ところ 民宿ハーバーハウスかなめ

● 対象および参加費

独身の男女25歳から45歳の方

男性4,000円 女性2,000円

● 定員 男女各10名

● 内容 イシモチ釣り・海上BBQなど、多数のアクティビティを計画しております。

● 申込期限 7月8日(金)

● 申込方法 下記QRコードからお申込みください。

● 主催 利府町

● 秘書政策課 政策係

☎767-2115



令和5年度採用 利府町職員採用試験のご案内

●試験区分、職種、採用予定人数および受験資格等

区分	職種	人数	受験資格
初級	行政	8名程度	平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、高校卒業程度の学力を有する方
	土木	1名程度	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、高等学校等で土木に関連のある課程・学科を専攻して卒業(令和5年3月までの卒業見込みを含む)した方
	行政(社会人経験)	5名程度	1年以上継続して週29時間以上の勤務を直近の5年間(平成29年7月1日から令和4年6月30日まで)に、通算3年以上経験した平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、高校卒業程度の学力を有する方

●試験日 9月18日(日)

●会場 利府町役場

●申込用紙・試験案内等の配布

7月1日(金)から、総合案内または総務課人事係で配付します。詳しくは町ホームページをご確認ください。

●受付期間 8月4日(木)まで(必着)

●受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

問 総務課 人事係 ☎767-2192

●日曜開庁日

7月10日(日) 午前9時～午後1時
 【取り扱い窓口】

転入・転出等の手続きや、住民票等の諸証明発行、納税相談、水道開閉栓手続き等

●マイナンバーカード交付夜間臨時窓口

7月7日(木)、21日(木) 午後7時30分まで
 マイナンバーカードの受け取り

※受け取りは、前日までのご予約の方に限り
 ます。各種証明書等発行、住所変更等の
 手続きは受付できません。

●夜間納税相談窓口

7月29日(金) 午後8時まで

●今月の納期限

8月1日(月)
 ・固定資産税第2期
 ・国民健康保険税第2期
 ・後期高齢者医療保険料第1期

介護保険施設・ショートステイ利用時の 介護サービス費の自己負担が軽減されます

低所得の方に対する、食費および居住(滞在)費の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定制度」があります。認定を受けるためには申請が必要となります。申請手続きなどの詳細は介護福祉係へお問い合わせください。

(一日あたりの自己負担額)

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件【※2】	居 住 費 (円)					食費(円) 【】はショートステイ
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室	
					特養等	老健療養等		
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820	490	320	490	0	300 【300】
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税 前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820	490	420	490	370	390 【600】
第3段階①	前年合計所得金額+年金収入額が80万円超、120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310	1,310	820	1,310	370	650 【1,000】
第3段階②	前年合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310	1,310	820	1,310	370	1,360 【1,300】

【※1】世帯…世帯を分離している配偶者を含む。年金収入額…遺族年金などの非課税年金を含みます。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となります。

問 地域福祉課 介護福祉係 ☎767-2198

もよおし



◆宮城県誕生150周年記念講演 および記念演奏会を開催します

宮城県誕生150周年を記念して、記念講演(講師:東北大学名誉教授 平川新氏)および記念演奏会(演奏:宮城県警察音楽隊)を開催します。

●とき

9月3日(土) 午後1時～午後3時30分

●ところ

県庁2階講堂

●定員

200人(応募多数の場合は抽選)

●申込締切

7月4日(月)から、宮城県150周年記念特設サイトに募集案内を掲載します。

●特設サイト

<https://miyagi150th.pref.miyagi.jp/>

問 宮城県企画部企画総務課

☎211-3872

◆暮らしの市2022夏

〈知恵と工夫で暮らしを彩る〉がテーマのクラフトマーケット。時間割でパンや人気店のポップスランチョも販売します。

●とき

7月23日(土)、24日(日)
午前10時～午後3時

●ところ 塩竈市杉村惇美術館
●入場料 無料
問 塩竈市杉村惇美術館 ☎36212555

◆梨の風の手作り講座

傾聴ボランティアのサークルです。かわいい手作りのフクロウ・ジグソーパズル・ネコの洗濯ばさみを一緒に作りませんか。

●とき

7月5日(火)、19日(火)、8月2日(火)
※8月2日(火)のみ小学3年生以上のお子様に参加可能です。

●ところ

午前10時30分～午前11時30分
利府町コミュニティセンター

●参加費

1回200円(材料費として)

●持ち物

ハサミ、カッターナイフ

●参加締切

各開催日2日前まで
傾聴ボランティアサークル梨の風
石川 ☎0901974917782

◆令和4年度母子父子家庭等 特別相談(前期分)

母子父子家庭が抱える養育費や親権等の諸課題解決のため、無料の弁護士相談を実施します。各日程とも、事前予約が必要です。

●とき

①7月20日(水) 午後1時～午後2時

②7月21日(木) 午前10時～正午

●ところ

①石巻合同庁舎内 東部保健福祉事務所

②宮城県母子・父子福祉センター

●弁護士

①須藤 大輔 弁護士

②佐久間 敬子 弁護士

問 ①東部保健福祉事務所 母子・障害班

☎022519511431

②宮城県母子・父子福祉センター

☎022129510013